

令和6年度熊本市病院事業会計補正予算

(総 則)

第1条 令和6年度熊本市病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量の補正)

第2条 予算第2条に定めた業務の予定量を、次のとおり補正する。

	(補正前)	(補正)	(計)
(2) 年 間 患 者 数	321,422 人	△ 30,839 人	290,583 人
ア 入 院	177,466 人	△ 25,939 人	151,527 人
(ア) 市 民 病 院	134,539 人	△ 5,532 人	129,007 人
(イ) 植 木 病 院	42,927 人	△ 20,407 人	22,520 人
イ 外 来	143,956 人	△ 4,900 人	139,056 人
(ア) 市 民 病 院	117,437 人	△ 1,368 人	116,069 人
(イ) 植 木 病 院	24,311 人	△ 3,580 人	20,731 人
(ウ) 芳 野 診 療 所	2,208 人	48 人	2,256 人
(3) 一 日 平 均 患 者 数			
ア 入 院			
(ア) 市 民 病 院	369 人	△ 16 人	353 人
(イ) 植 木 病 院	118 人	△ 56 人	62 人
イ 外 来			
(ア) 市 民 病 院	483 人	△ 5 人	478 人
(イ) 植 木 病 院	100 人	△ 15 人	85 人

(4) 主要な建設改良事業

ア 施設改良	35,000 千円	△ 450 千円	34,550 千円
(ア) 市民病院	35,000 千円	△ 6,900 千円	28,100 千円
(イ) 植木病院	0 千円	6,450 千円	6,450 千円
イ 医療機械器具購入	419,696 千円	△ 33,649 千円	386,047 千円
(ア) 市民病院	320,397 千円	△ 24,848 千円	295,549 千円
(イ) 植木病院	99,299 千円	△ 8,801 千円	90,498 千円
ウ 電算システム更新	8,100 千円	△ 72 千円	8,028 千円
(ア) 植木病院	3,000 千円	△ 615 千円	2,385 千円
(イ) 市民病院	5,100 千円	543 千円	5,643 千円
エ 車両費	0 千円	110 千円	110 千円
(ア) 市民病院	0 千円	110 千円	110 千円

(収益的収入及び支出の補正)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	収 入		(計)
	(補正前の額)	(補正額)	
第1款 病院事業収益	17,517,067 千円	1,569,578 千円	19,086,645 千円
第1項 医業収益	14,511,955 千円	△ 360,276 千円	14,151,679 千円
第2項 医業外収益	1,967,655 千円	104,161 千円	2,071,816 千円
第3項 特別利益	1,037,457 千円	1,825,693 千円	2,863,150 千円
(科 目)	支 出		(計)
	(補正前の額)	(補正額)	
第1款 病院事業費用	16,976,241 千円	269,994 千円	17,246,235 千円
第1項 医業費用	16,563,225 千円	63,971 千円	16,627,196 千円
第2項 医業外費用	395,416 千円	66,828 千円	462,244 千円
第3項 特別損失	5,600 千円	139,195 千円	144,795 千円

(資本的収入及び支出の補正)

第4条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額

940,974千円は、過年度分損益勘定留保資金940,974千円」を削除し、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

	収	入	
(科目)	(補正前の額)	(補正額)	(計)
第1款 資本的収入	1,981,761 千円	266,400 千円	2,248,161 千円
第1項 企業債	420,400 千円	△ 58,300 千円	362,100 千円
第3項 補助金	542,524 千円	5,150 千円	547,674 千円
第4項 負担金	381,730 千円	8,000 千円	389,730 千円
第5項 固定資産 売却代金	629,463 千円	311,550 千円	941,013 千円
	支	出	
(科目)	(補正前の額)	(補正額)	(計)
第1款 資本的支出	2,922,735 千円	△ 852,487 千円	2,070,248 千円
第1項 建設改良費	462,796 千円	△ 34,061 千円	428,735 千円
第2項 企業債償還金	2,459,939 千円	△ 818,426 千円	1,641,513 千円

(企業債の補正)

第5条 予算第6条に定めた企業債を、次のとおり補正する。

(追加及び変更分)

(単位：千円)

起債の目的	変更前				変更後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
市民病院施設設備改修事業	30,000	普通貸借又は証券発行	年5.0%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる場合は、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、財政の都合により繰上げ償還することがある。	23,100	補正前に同じ		
市民病院医療機械器具整備事業	288,400				236,600			
市民病院電算システム整備事業	5,100				5,600			
植木病院施設設備改修事業	0				6,400			
植木病院医療機械器具整備事業	94,400				88,500			
植木病院電算システム整備事業	2,500				1,900			

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第6条 予算第9条に定めた経費の金額を、次のとおり補正する。

(科目)	(補正前の額)	(補正額)	(計)
(1) 職員給与費	8,865,011 千円	△ 159,719 千円	8,705,292 千円

(他会計からの補助金の補正)

第7条 予算第10条に定めた他の会計からこの会計へ補助を受ける金額を、次のとおり補正する。

(会 計 名)	(補正前の額)	(補正額)	(計)
(1) 一 般 会 計	939,824 千円	19,513 千円	959,337 千円

熊 本 市 長 大 西 一 史